



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 日本アビオニクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 泰 次
(コード番号 6946 東証第二部)
問合せ先 経営企画本部総務部長 高 橋 嘉 宏
(TEL 03 - 5401 - 7351)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 56 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 本社機能の集約による充実および事業展開の強化をはかるため、本店の所在地を東京都港区から品川区に変更することとし、現行定款第 3 条に所要の変更を行うものであります。また、本条の変更の効力発生を平成 18 年 8 月 21 日としますその旨を附則に規定するものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - 単元未満株式の行使することができる権利を明確にするための規定を新設するものであります(変更案第 9 条)。
 - インターネットの普及を考慮して、法務省令に従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 15 条)。
 - 取締役会の機動的な運営をはかるため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第 22 条第 4 項)。
- (3) その他会社法の施行に伴い、文言の変更、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日

(2) 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

ただし、定款第 3 条に係る変更は、本店移転日が平成 18 年 8 月 21 日
のため同日より効力が発生するものとしております。

以上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 2 条 (省 略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 本会社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 4 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 本会社が発行する株式の総数は、8,000万株とし、このうち7,600万株は普通株式、400万株は第2章の2に定める株式(以下第1種優先株式という。)とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または第1種優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第 6 条 本会社の普通株式および第1種優先株式の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 本会社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>取締役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>監査役</u></p> <p style="text-align: center;"><u>監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、8,000万株とし、このうち7,600万株は普通株式、400万株は第2章の2に定める株式(以下第1種優先株式という。)とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 本会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 本会社の普通株式および第1種優先株式の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2) 本会社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第7条</u> 本社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条</u> 本社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取その他株式に関する手続およびその手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 本社は、<u>株式について名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2) <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3) <u>本社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、本社内においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第9条</u> 本社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 本社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 本社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2) <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3) <u>本社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本社内においてはこれを取扱わない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 本社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とみなす。</p> <p>2)前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第2章の2 優先株式</p>	<p>第2章の2 優先株式</p>
<p>(優先株式配当金)</p> <p>第10条の2 本社は、第30条に定める利益配当を行うときは、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主(以下第1種優先株主という。)または第1種優先株式の登録質権者(以下第1種優先登録質権者という。)に対し、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下普通株主という。)または普通株式の登録質権者(以下普通登録質権者という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき20円を上限として、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の配当金(以下第1種優先株式配当金という。)を支払う。ただし、第29条において定める当該営業年度において次条に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2)ある営業年度において第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対し、第1種優先株式配当金の一部または全部が支払われないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p>	<p>(優先株式配当金)</p> <p>第11条の2 本社は、第32条に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主(以下第1種優先株主という。)または第1種優先株式の登録株式質権者(以下第1種優先登録株式質権者という。)に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下普通株主という。)または普通株式の登録株式質権者(以下普通登録株式質権者という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき20円を上限として、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金(以下第1種優先株式配当金という。)を金銭により配当する。ただし、第31条において定める当該事業年度において次条に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2)ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式配当金の一部または全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>

現行定款	変更案
<p>3) 第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対しては、第1種優先株式配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(優先株式中間配当金)</p> <p>第10条の3 本会社は、第31条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1または1株につき10円の低い方を上限として決定する金額(以下第1種優先株式中間配当金という。)を支払う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第10条の4 本会社が残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対し1株につき1,000円を普通株主または普通登録質権者に先立って支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。</p> <p>第10条の5 (省略) (株式の併合または分割、新株引受権等)</p> <p>第10条の6 本会社は、第1種優先株式の併合または分割は行わない。また、本会社は、第1種優先株主に新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p>	<p>3) 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先株式配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(優先株式中間配当金)</p> <p>第11条の3 本会社は、第32条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1または1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭(以下第1種優先株式中間配当金という。)を支払う。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の4 本会社が残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主または普通登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。</p> <p>第11条の5 (現行どおり) (株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>第11条の6 本会社は、第1種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。また、本会社は、第1種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p>

現行定款	変更案
<p>(償還請求権)</p> <p>第10条の7 第1種優先株主は、平成18年4月1日以降、本会社の前営業年度の利益処分計算書における当期末処分利益が20億円を超えている場合、毎年7月1日から7月31日までの間(以下償還請求可能期間という。)において、当期末処分利益の50%から、本会社に当該償還請求がなされた営業年度において、本会社が強制償還または任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第1種優先株式の全部または一部を償還請求することができ、本会社は、償還請求可能期間満了の日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い、償還手続きを行うものとする。ただし、前記限度額を超えて第1種優先株主から償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。償還価額は1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数(初日および償還日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額とする。</p>	<p>(取得請求権)</p> <p>第11条の7 第1種優先株主は、平成18年4月1日以降、本会社の前事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高が20億円を超えている場合、毎年7月1日から7月31日までの間(以下取得請求可能期間という。)において、繰越利益剰余金の当期末残高の50%から、本会社に当該取得請求がなされた事業年度において、本会社が取得条項による取得または任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第1種優先株式の全部または一部を取得請求することができる。ただし、前記限度額を超えて第1種優先株主から取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。本会社は、第1種優先株式を取得するのと引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(強制償還)</p> <p>第10条の8 本会社は、平成18年4月1日以降、法令の定めに従い、第1種優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数(初日および償還日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額とする。ただし、当該営業年度において第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第10条の9 (省略)</p> <p>(普通株式への転換予約権)</p> <p>第10条の10 第1種優先株主は、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期日を経過した後は、当該決議で定める転換の条件で第1種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第10条の11 第32条の規定は、第1種優先株式配当金および第1種優先株式中間配当金についてこれを準用する。</p>	<p>(取得条項)</p> <p>第11条の8 本会社は、平成18年4月1日以降、法令の定めに従い、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。本会社は、第1種優先株式を取得するのと引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第11条の9 (現行どおり)</p> <p>(普通株式の交付と引き換えに第1種優先株式の取得を請求する権利)</p> <p>第11条の10 第1種優先株主は、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期日を経過した後は、当該決議で定める転換価額等の条件で、本会社に対して、普通株式の交付と引き換えに取得を請求(以下転換請求という。)することができる。</p> <p>2) 転換請求により交付する普通株式数の算出にあたって1株に満たない端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第11条の11 第33条の規定は、第1種優先株式配当金および第1種優先株式中間配当金についてこれを準用する。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。</p> <p>2) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集する。代表取締役が2名以上の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序による。</p> <p>3) 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地もしくは横浜市においてこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(決議の要件)</p> <p>第13条 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p>2) 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によりこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代理権を証する書面を株主総会の開会前に本会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに署名または電子署名を行う。</p> <p>2) 前項の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第15条の2 第12条および第14条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第17条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</p> <p>2) 前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(決議の要件)</p> <p>第16条 株主総会の普通決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代理権を証明する書面を株主総会の開会前に本会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第14条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2) (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときに満了する。ただし、補欠または増員に係る取締役の任期は、現に就任している他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>2) 取締役会は、その決議により取締役会長、社長および副社長各1名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役会は、法令および本定款の定めに従い、本会社の業務の執行を決定する。</p> <p>2) 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>3) 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第21条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときに満了する</u>。ただし、補欠または増員に係る取締役の任期は、現に就任している他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2) (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2) (現行どおり)</p> <p>3) (現行どおり)</p> <p>4) <u>本会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>

現行定款	変更案
<p>第22条 (省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第24条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときに満了する。ただし、補欠に係る監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第26条 監査役は、その<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第27条 (省略)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第28条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第26条 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときに満了する。ただし、補欠に係る監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役会は、その<u>決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(決算期)</p> <p>第29条 本会社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第30条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</u></p>	<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第31条 本会社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第32条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第31条 本公司は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</u></p> <p>(優先株式の転換と利益配当金)</p> <p><u>第31条の2 第1種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求がなされたときに属する営業年度の始めにおいて転換があったものとみなして、これを支払う。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第32条 利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、本公司はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>2) <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第33条 期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、本公司はその支払の義務を免れる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第3条の規定は、平成18年8月20日までは、従前のおり東京都港区とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、平成18年8月21日をもって削除されるものとする。</u></p>